

2011年度 会計決算報告

2011年度日本学連会計 小柳優紀

2012/3/31

収入項目		
加盟金		予算
個人(3,000円)	2,888,800	2,460,000
加盟校(4,000円)	132,000	120,000
準加盟校(1,000円)	10,000	12,000
賛助金		
2010年度賛助金	59,000	
2011年度賛助金	106,000	200,000
販売収入		
地図	553,400	70,000
事業収入		
ICM&R2010 黒字返金	16,156	
家賃		
関東学連	60,000	60,000
その他		
利息	316	
ICM&R2010貸付金返金	1,500,000	1,500,000
小計	5,325,672	

日本学連の資産 (2012年3月31日)

郵便貯金	17,698,199
ばるる	4,264,119
みずほ	59,010
金庫	72,103
資産合計	22,093,431

支出項目		
貸付金		予算
ICM&R2011	1,500,000	1,500,000
部局活動費		
広報部	0	5,000
事業部	100,000	100,000
事務局	37,050	20,000
普及部	15,000	15,000
理事会	31,900	100,000
技術委員会	98,905	370,000
ユニバー	100,000	100,000
活動報告書印刷費用	250,000	250,000
幹事役員活動費		
幹事会交通費	388,020	500,000
幹事会宿泊費	310,750	300,000
幹事会会場費	36,000	
総会会場費	30,000	
事務局維持費		
家賃	780,000	780,000
光熱費	44,722	100,000
電話代	46,476	
その他		
地区学連へのフィードバック(賛助会員)	20,000	
資料印刷費	2,230	20,000
手数料	2,015	
税金	77	
日光和泉版権買取	1,200,000	
小計	4,993,145	

2012年度 会計決算報告

2012年度日本学連会計 小柳優紀

2013/3/31

収入項目		予算
加盟金		
個人(3,000円)	3,213,600	2,700,000
加盟校(4,000円)	140,000	120,000
準加盟校(1,000円)	12,000	13,000
賛助金		
2012年度賛助金	132,500	200,000
販売収入		
地図	1,525,200	1,300,000
事業収入		
ICM&R2011 黒字返金	2	
家賃		
関東学連	55,000	55,000
その他		
利息	957	
ICM&R2011貸付金	1,500,000	1,500,000
活動報告書印刷費用あまり	185,473	
事務局家賃返却	215,000	
小計	6,979,732	

日本学連の資産(2013年3月31日)

郵便貯金	20,207,049
ばるる	803,557
みずほ	1,187,880
金庫	96,793
資産合計	22,295,279

支出項目		予算
貸付金		
ICM&R2012	1,500,000	1,500,000
部局活動費		
広報部	0	5,000
事業部	150,000	100,000
事務局	19,930	50,000
普及部	20,000	20,000
渉外部	84,753	200,000
理事会	101,860	100,000
技術委員会	53,354	370,000
ユニバー	100,000	100,000
活動報告書印刷費	250,000	250,000
幹事役員活動費		
幹事会交通費	374,795	500,000
幹事会宿泊費	306,175	300,000
総会	30,820	50,000
事務局維持費		
家賃	715,000	715,000
光熱費	38,205	100,000
電話代	50,628	
地図		
不動(南)修正費	195,000	
日光トレイン修正費	140,000	
インカレ協賛トレイル地図作成費	100,000	
トレイン修正費	70,000	
その他		
地区学連へのフィードバック(賛助会員)	12,000	
資料印刷費	1,530	20,000
手数料	2,310	
小計	4,316,360	

※一部訂正済み（下線部）

2013年度 会計中間報告

収入項目		円
加盟金		予算
個人(3000円)	3,219,000	2,700,000
加盟校(4000円)	<u>144,000</u>	120,000
準加盟校(1000円)	13,000	15,000
賛助金		
2013年度賛助金	285,000	200,000
販売収入		
地図		1,300,000
事業収入		
ICM&R2012黒字返金		2,363,260
その他		
利息		608
小計		3,661,400

2014年度日本学連会計 山田陽子
2013/10/12

支出項目		円
貸付金		予算
ICM&R貸付金	1,500,000	1,500,000
幹事会活動費		
幹事会交通費	92,140	500,000
幹事会宿泊費	93,880	300,000
地図代	670,750	
事務局維持費		
光熱費	15,667	100,000
電話代	29,532	
その他		
手数料	1,000	20,000
小計		2,402,969

第59回日本学連総会【配布資料3】

2013年度第59回総会資料

JOAと日本学連の関係_個人情報の扱いについて

文責：幹事長 山本淳史

○経緯

日本学連がJOA（日本オリエンテーリング協会）の正会員になることで互いに利益があるということで、日本学連がJOAの正会員になることは昔から望まれていました。日本学連としては、日本のオリエンテーリング界を統括している団体の正会員となることでオリエンテーリング界での地位を獲得すること、日本学連加盟員がJOAの競技者登録を無料でできるようになることなどのメリットがあり、JOAにとっても組織強化や、JOC（日本オリンピック協会）の（準）加盟にむけて、国内組織が一体化していることをアピールすることにつながるというメリットがあります。

そして今年の6月、JOAが公益社団法人になったのに伴い規約が変わり、都道府県協会以外も正会員になることができるようになったのを受けて、3年ほど前からJOAと学連の間で話し合いがなされてきて、現在来年度から日本学連がJOAの正会員になる方向で動いています。このことについての最終的な承認は、細かい条件などを詰めてから春の総会で取る予定です。

○個人情報の扱いについて

この条件のなかに、「日本学連の加盟員になれば、追加の費用無しでJOAに競技者登録される仕組みを構築する」というものがあります。日本学連としては積極的に進めていきたいことなのですが、競技者登録には「氏名、ふりがな、性別、生年月日、郵便番号、住所（部屋番号まですべて）、電話番号、（もしあれば）故郷登録の都道府県、（もし可能なら）メールアドレス、現在の競技者登録の有無」の情報が必要だそうです。この仕組みを作る場合、日本学連からJOAに、各加盟員についてこれらの個人情報を提供することになります。

日本学連としてはこれには各加盟員のみなさんの同意が必要だと考えております。具体的には、まずJOAの個人情報保護理念を各加盟員に参照していただきます。これはJOAのHPに載っています。その上で、現在加盟登録は大学ごとにエクセルシートに情報を記入して地区学連に送っていただいています。そのフォーマットに「JOAに上記個人情報を提供して良い」というチェックボックスを設ける予定です。また、これを契機に日本学連としても個人情報保護理念を作成し、春の総会で承認を取る予定です。

個人情報をJOAに提供することにどうしても同意を得られない加盟員についても、JOA

の正会員になる都合上、「氏名、ふりがな、生年月日、都道府県、（もしあれば）故郷登録の都道府県、現在の競技者登録の有無」（つまり、電話番号と住所以外）はJOAに提供させていただく予定です。

○今回話しあいたいこと

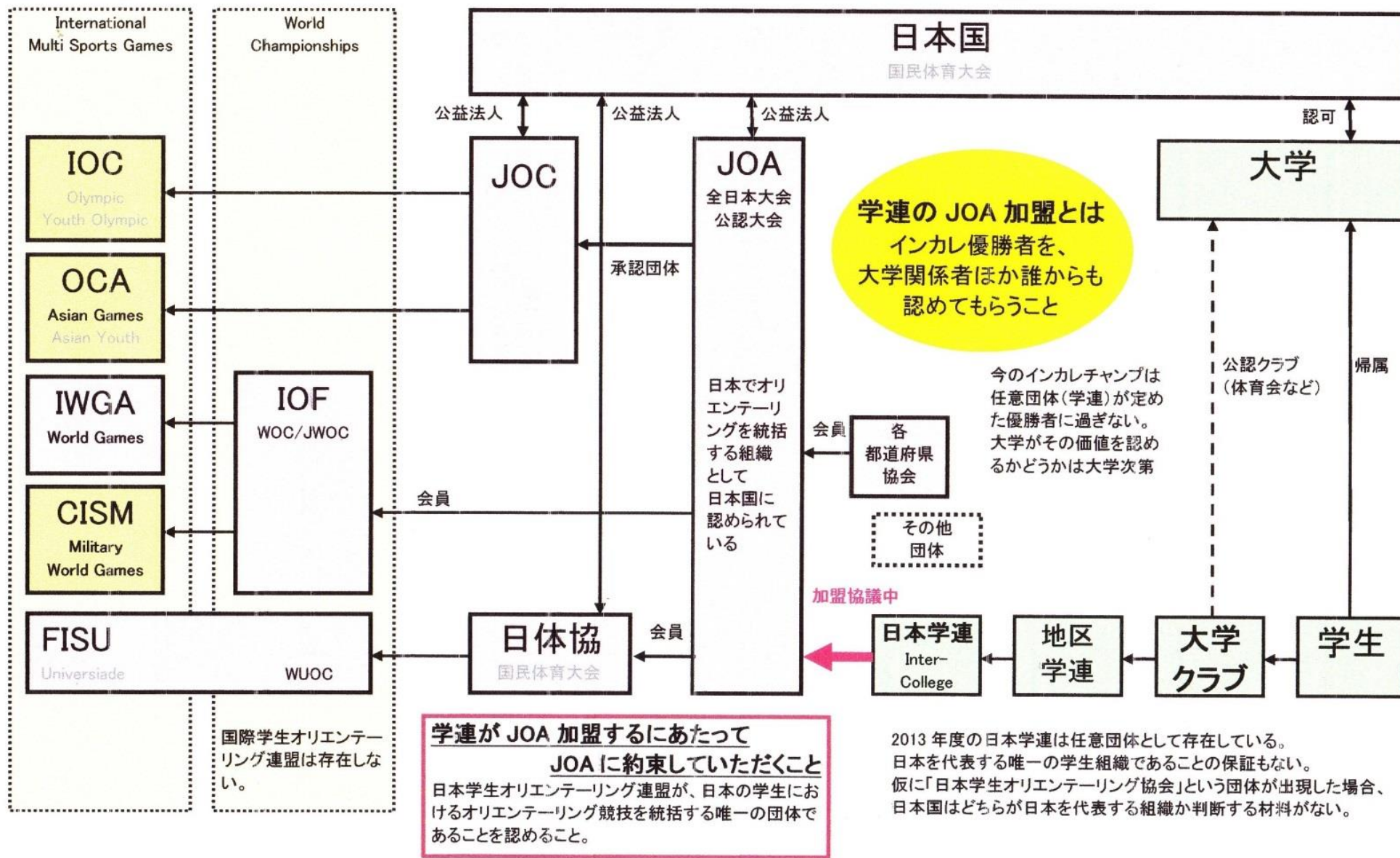
上記個人情報の取り扱いについて、方向性を確認したいと思います。つまり、個人情報の取り扱いについて、「もっと慎重に取り扱ってほしい」「そのくらいで適正ではないか」「そこまでなくていいのではないか」などの意識を確認したいと思います。

ここで特に問題が出なかった場合、上で述べたような方向性でJOAと最終調整をして、春の総会で承認を取る形になります。逆にここで反対意見が多かった場合、この場で加盟員のみなさんと選択肢を洗い出して後日メールでアンケートを実施するなどして、日本学連としての立場を明らかにする必要があります。

ちなみにこの総会に先立ってメールと広報誌いぶきで周知し、意見を募集しましたが、特に意見は上がってきませんでした。

オリエンテーリング組織と上部団体との関係図(2013年度)

資料作成: 木村佳司 (2013年10月12日)



2013年度第59回総会資料

インカレリレー特例措置について

文責：幹事長 山本淳史

○特例措置とは？

「特例措置」とは、選手の数が3名に満たない大学に対し、他の大学との混成で選手権リレーへの出場を認める対応のことです。昨年度は早稲田・立教混成チームと筑波・茨城混成チームが、それぞれ女子選手権クラスで優勝相当、6位相当のタイムで特別表彰されています。下記の枠内に昨年度のインカレミドル・リレーの要項2から該当部分を抜粋します。

*特例措置について

- ・チームとしてリレー競技選手権の部に参加しない加盟校等で特例チームを結成し、リレー競技選手権の部に参加することができる。
- ・構成する加盟校等は複数の地区学連にまたがってもよい。
- ・特例チームは順位に含めないが、上位6チーム以内相当の成績であった場合には特別表彰を行う。
- ・チームの斡旋は実行委員会では行わないので注意すること。
- ・大学を代表して走るリレー競技の趣旨に則り、同一大学内でのエントリーが2名の場合、原則として2名とも同じチームとして特例チームを結成するものとする。
- ・特例措置を希望する場合は、出走者が決まった時点でメールでエントリー担当に問い合わせること。

○今回決めること

この措置は特例ではありますが、近年は(準)加盟校の実情を考慮して毎年とられている措置です。今年も必要であればインカレ実行委員会に要望しようと考えております。このことについて、意見を募りたいと思います。

2013年度第59回総会資料

インカレ実施規則(ウォーミングアップエリア)について

文責：幹事長 山本淳史

インカレは「日本学生オリエンテーリング選手権実施規則（以下、インカレ実施規則）」に則って開催されています。そのインカレ実施規則のなかに、ウォーミングアップエリアについて定めた記述があるのですが、場合によってはそれが具合が悪く、少し変更する必要がありますということで、変更について総会の承認を取ろうと思います。

具体的にはインカレ実施規則第25条5項に以下のような記述があります。

25.5 すべての競技者は、最低20分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

このうち「スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。」の部分は、場合によっては会場がウォーミングアップエリアを兼ねることもあるので（会場がウォーミングアップエリアを兼ねることはインカレ実施規則違反ではない）、その場合にもインカレ実施規則に適合するようにインカレ実施規則を少し変更すべきだということになりました。

具体的には「ウォーミングアップエリアと会場が離れている場合は、」という文言を「スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、・・・」の前に挿入したいと考えています。

これによってインカレ実施規則第25条5項は以下のように変わります。

(旧)

すべての競技者は、最低20分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

(新)

すべての競技者は、最低20分のウォーミングアップをする時間を取れる。**ウォーミングアップエリアと会場が離れている場合は、**スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

2013年度第59回総会資料

パンチングシステムに関する細則について

文責：幹事長 山本淳史

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則（以下、インカレ実施規則）の第24条1項に、パンチングシステムに関する記述があります。

24.1 使用するパンチングシステムは、別にこれを定める。

これに関して、「パンチングシステムに関する細則」というのが、別途定められています。この細則は2003年に作られたものであり、古くて時代にあっていないので、これを廃止し、インカレ実施規則第24条1項については「使用するパンチングシステムは、管理者がこれを決定する。」としたいと思います。

パンチングシステムに関する細則は、次ページに全文を掲載します。

これは針式パンチ、コントロールカードによるパンチングシステムか、Emit電子パンチングシステムによるパンチングシステムのいずれかのみが使用でき、その他（今回のインカレロングで使用するSPORTIdent社製の電子パンチングシステム（SIシステム）など）のパンチングシステムを使う場合は技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要としています。

この細則が制定された当時はまだパンチングシステムが充実していなかったのですが、近年様々なパンチングシステムが開発されていて、信頼度も上がっているので、もはやインカレ実施規則で定める必要はないだろうという判断です。

これについて承認を取りたいと思います。

パンチングシステムに関する細則

第1条 目的

- 1.1 この細則は、日本学生オリエンテーリング選手権実施規則第24条第1項に基づき、使用するパンチングシステムについて定めるものである。

第2条 パンチングシステム

- 2.1 パンチングシステムは、以下のいずれかを採用できる。
- ・ 針式パンチ、コントロールカード
 - ・ Emit電子パンチングシステム
- 2.2 前項に定める以外のパンチングシステムを採用する場合、技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。

第3条 針式パンチ、コントロールカード

- 3.1 コントロールカードは、耐水性の丈夫な材料で作られ、10cm×21cmを超えないものとする。
- 3.2 コントロールカードは加工してもよい（例：書き込んだり、補強したり、ケースに入れるなど）。但し、コントロールカードの一部を切り落としてはならない。

第4条 Emit電子パンチングシステム

- 4.1 電子コントロールカードには、バックアップラベルが管理者によって提供される。
- 4.2 電子的記録に疑義がある場合に備え、競技者は、各コントロールにおいて正確にパンチして、バックアップラベルに記印する責任を有する。但し、電子的記録により完走が認められる場合には、バックアップラベルを競技中に紛失しても失格とならない。

第5条 改正

- 5.1 本細則の改正は、総会の議決による。

第6条 施行

- 6.1 本細則は、2001年4月1日より施行する。
- 6.2 本細則は、2004年4月1日より改正施行する。

2001年03月12日制定
2003年11月15日改正